

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第3号）

1 改正理由

人事院から国家公務員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示され、令和4年1月1日に改正人事院規則（休暇の新設・有給化関係）が施行されたことを受け、市職員の特別休暇に、新たに不妊治療に係る通院等のための休暇（出生サポート休暇）を定めるため、所要の改正を行うものです。

また、この他に、生後1年に達しない子を育てる職員が取得できる特別休暇（育児時間）について、現在、「1年を超えて1年3月に達しない日まで」の間を職務専念義務免除により運用しているものを、特別休暇として定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 出生サポート休暇について

- 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、年度で10日の範囲内とする。

(2) 育児時間について

- 職員が生後1年3月に達しない子を育てる場合、1日2回それぞれ30分間の範囲内とする。

(3) その他

- (1)・(2)の改正に伴う号ずれに対応するため、所要の改正を行う。
- 入間市職員の育児休業等に関する条例において、上記の号ずれ対応に伴う所要の改正を行う。

3 施行日 令和4年4月1日